

### 3 安心・安全な暮らしづくり

#### (1) 地域医療体制の確保

##### 国への提案事項

#### 1 地域医療構想の加速等に向けた財政支援の拡充

##### (1) 地域医療介護総合確保基金の対象事業の拡充・延長

- 2040年に向け検討を進める地域医療構想において、医療機能の分化・連携の更なる加速に向け、地域医療介護総合確保基金などによる財政的な支援制度を継続すること。
- 大規模な再編を伴う地域の基幹的な病院整備については、地域医療構想の加速に大きな役割を果たす一方、近年の建築物価の高騰を受け、現状の地域医療介護総合確保基金の支援制度のみでは財政的負担が大きいため、支援制度の新設・拡充を図ること。

##### (2) 公立病院を中心とした機能分化・連携強化に係る地方財政措置の充実

- 「公立病院経営強化ガイドライン」に基づく病院の整備について、病院事業債(特別分)の元利償還金に対する普通交付税措置の措置対象となる建築単価の実態に応じた見直しなど、支援制度の拡充を図ること。

##### (3) ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)に係る支援制度の拡充・延長

- 病院施設については、他施設に比べエネルギー消費量が多く、ZEB化に必要な高効率設備の整備コストも大きいことから、新築建築物のZEB化支援事業における補助上限額の引き上げなど、支援制度の新設・拡充を図ること。
- 政府目標の2050年カーボンニュートラルや2030年度温室効果ガス46%減(2013年度比)の早期達成に向けて、新築建築物のZEB化支援事業などの財政的な支援制度を継続すること。

#### 2 医療分野のデジタル技術の活用による医療提供体制の構築

- 新興感染症や災害発生時、医療資源の少ない中山間地域の診療体制を維持するため、遠隔診療の補助の補助率の拡充及びオンライン診療・服薬指導に必要な機器整備への補助制度の創設など、効果的・効率的な医療提供体制の構築への財政措置を行うこと。【提案先省庁：デジタル庁、総務省、財務省、厚生労働省、環境省】

### 3 安心・安全な暮らしづくり

#### (1) 地域医療体制の確保

##### 1 地域医療構想の加速等に向けた財政支援の拡充

##### 現状

- 無医地区数は全国ワースト2位  
広島県内の無医地区数：2023年53か所
- 若手医師が減少  
広島県内の20～30歳代の病院勤務医師数の増減率：  
2002年→2020年 92.9%(全国 111.5%、広島市 104.2%)
- 救急搬送困難事案の割合が高い  
広島県の現場滞在時間30分以上の割合：7.8%  
…政令市のある都道府県ワースト6位/16
- 医師の働き方改革が迫る(2024年4月～)  
時間外勤務の年の上限時間：救急医療等は1,860時間
- 急性期病床は過剰、回復期病床は不足  
2025年の必要病床数との差(広島二次医療圏)：  
高度急性期・急性期 1,184 床、回復期△1,903床

【参考】広島県における病床機能別病床数

(単位:床)

区分	2014年7月1日 (病床機能報告) ①	2022年7月1日 (病床機能報告) ②	2025年必要病床数 (暫定推計値) ③	過不足 ②-③	
広島県	高度急性期	4,787	4,464	2,989	1,475
	急性期	14,209	10,875	9,118	1,757
	回復期	3,284	6,342	9,747	△ 3,405
	慢性期	10,368	7,738	6,760	978
	休棟等	323	795	795	
	計	32,971	30,214	28,614	1,600
広島医療圏	高度急性期	2,858	2,612	1,585	1,027
	急性期	5,591	4,399	4,242	157
	回復期	1,400	2,603	4,506	△ 1,903
	慢性期	4,213	2,654	2,730	△ 76
	休棟等	118	316	316	
	計	14,180	12,584	13,063	△ 479

##### 広島県の取組

- 広島県においては、高度な医療や様々な症例を集積する新病院の整備による医療人材の確保・育成・派遣等により、将来にわたって県全域の医療提供体制を確保することを目標とした「高度医療・人材育成拠点」基本計画(R5.9)を策定し、新病院の基本設計等を進めている。

##### 課題

- 都市部における複数の医療機関の統合を伴う基幹病院の整備にあたっては、救急・小児・災害・感染症など不採算・特殊部門に係る医療や民間病院では限界のある高度・先進医療、へき地医療、広域的な医師派遣等の役割を担うことに加え、近年の物価や人件費、建築単価の大幅な上昇により病院運営に必要なコストの増大が見込まれる。
- さらに、エネルギー消費量の多い病院施設におけるZEB化の達成には、他施設と比べて高効率な設備の整備コストが必要となる。
- このため、地域の医療に必要な新病院の安定的な経営に向け、地域医療介護総合確保基金や公立病院経営強化に係る財政措置のほか、ZEB化に係る財政支援制度の充実が必要となっている。

【公立病院を中心とした機能分化・連携に係る地方財政措置の概要】

区分	交付税措置	対象経費
病院事業債 (特別分)	元利償還金の40% (建築単価52万円/㎡以下)	①患者搬送車、遠隔医療機器整備費 ②医療情報の共有等のための情報システム整備費 ③高度・救急医療施設・医師の研修派遣施設・設備整備費 ④基幹病院以外の既存施設の改修・医療機器整備費 ⑤統合等に伴う基幹病院の整備費
	【参考】通常分 元利償還金25%	

(参考)「高度医療・人材育成拠点」基本計画(R5.9)における新病院の建築単価(約80万円/㎡)

3 安心・安全な暮らしづくり  
(1) 地域医療体制の確保

1 地域医療構想の加速等に向けた財政支援の拡充

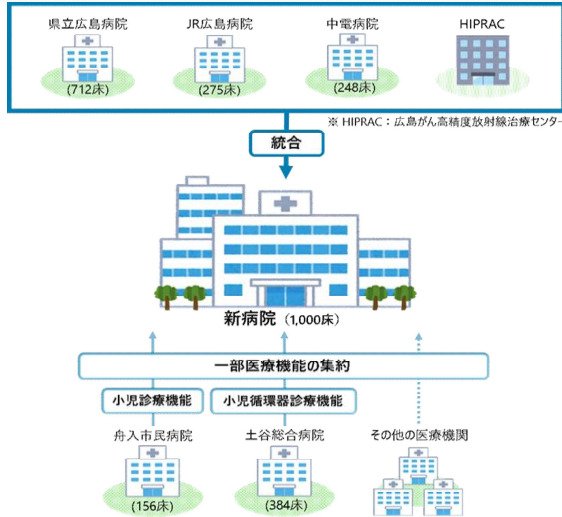
「高度医療・人材育成拠点」基本計画(R5.9)の概要

1 新病院(高度医療・人材育成拠点)の概要

整備予定地	広島市東区二葉の里三丁目
コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準治療が確立された症例のみならず、難易度の高い症例が集積された高度急性期・急性期機能を担うハイボリュームセンターとして、全国トップレベルの高水準かつ安全な医療を提供する。</li> <li>広島県の医療を支える医療人材の確保・育成や中山間地域をはじめとする県内全域の地域医療を維持するための体制を構築する。</li> </ul>
病床規模	1,000床(一般病床950床、精神病床50床)
主な医療機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>三次救急及び二次輪番病院のバックアップ “断らない救急”、小児救命救急センター(ER機能併設)、成育医療センター</li> <li>がん治療センター、脳卒中センター、心臓病センター、外傷センター、消化器内視鏡センター</li> <li>新興・再興感染症拡大時に対応可能な体制</li> <li>基幹災害拠点病院として人材育成・派遣など災害医療体制の強化</li> <li>ICT技術を活用したスマートホスピタル ほか</li> </ul>
運営形態	一般地方独立行政法人(2025年4月設立予定)
概算事業費	約1,300億円～1,400億円 (建築工事費:約900～1,000億円 (設計費、現病院の解体費含む) 土地購入費:約180億円 医療機器等:約170億円(システム含む) 建物購入費:約50～60億円(再編病院資産購入))
開院予定	2030年度

2 医療機能の再編計画

○ 高度な医療資源が集中する広島都市圏において、適切な機能分化と連携による地域完結型医療を実現するため、将来的な医療需要を見据え、医療機能の分化・連携のあり方や医療再編の方向性について、引き続き関係機関との検討を進める。



3 整備スケジュール(見込)

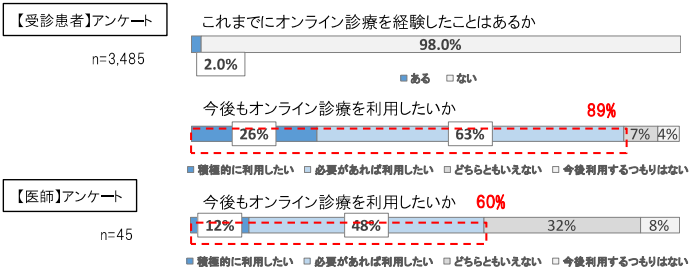
2023年9月基本計画 ⇒ 2026年建設着工 ⇒ 2030年新病院開院

2 医療分野のデジタル技術の活用による医療提供体制の構築

現状／広島県の取組

【新興感染症への対応】

- 新型コロナウイルスの感染急拡大に伴い、自宅療養者のための臨時医療施設「広島県オンライン診療センター」を令和4年1月14日に設置し、令和5年2月28日までに、延べ19,655人のオンライン診療を実施している。
- アンケート調査の結果から、センター受診前のオンライン診療の利用率はわずか2%であった一方で、患者・医師ともに、継続利用のニーズは高い。



【医療資源が少ない中山間地域での対応】

- 中山間地域で、広域かつ医師不足に対応するため、令和3年に患者の自宅近くの集会所と病院をオンライン(DtoP WithN)でつなぎ、診療を試行した。
- 令和3年8月、大雨による土砂崩落により基幹道が通行止めとなったが、上記の仕組みを活用して医療を提供することができた。

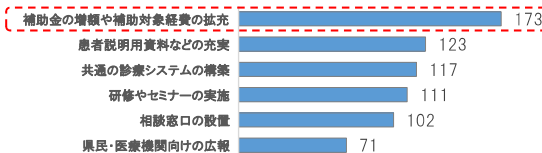


3 安心・安全な暮らしづくり  
(1) 地域医療体制の確保

課題

- 遠距離や接触に伴う診療上の課題解決のためにも、患者が必要時にオンライン診療を選択できる体制づくりが必要。
- オンライン診療の導入にかかる初期費用の負担が、導入を阻害する要因の一つになっている。医療機関へのアンケート調査においても、補助金の増額や補助対象経費の拡充を望む声が多かった。

県に対する要望・提案について(複数選択可) n=496



- 遠隔診療の機器整備においては、医療施設等整備費補助金(遠隔医療設備整備事業)の国庫補助制度があるが、医療機関側の負担が大きいことなどから、活用が進んでいない。

【医療施設等整備費補助金(遠隔医療設備整備事業)概要】

基準額	補助率	課題
遠隔画像診断 (16,390千円)	1/2	補助率が1/2であるため、医療機関の財政負担が大きい。

### 3 安心・安全な暮らしづくり

#### (2) 鉄道ネットワーク及びJRのあり方に関する方向性の議論

##### 国への提案事項

#### 1 鉄道ネットワーク及びJRのあり方に関する方向性の議論

- 令和5年10月から、国が再構築協議会を設置する制度が開始され、基本方針において、再構築協議会の設置要件(輸送密度1,000人未満の区間を優先)が示されたところである。
- 全国的な鉄道ネットワークのあり方については、現在のJR各社の経営状況や、事業構造及び内部補助の考え方等を踏まえることに加え、人口減少をはじめとした社会環境が変化する中における将来の総合的な交通体系も勘案し、国の責任において議論を行い、方向性を示すこと。
- また、このことは、芸備線再構築協議会における再構築方針の議論のベースとなるものであるため、早期に対応すること。

#### 2 関係者で合意された取組を実現する手段の担保

- 改正地域交通法の基本方針では、鉄道からモード転換した場合、JR各社が「グループ会社による運行」など、十分な協力を行うべきと定められているが、よりJRの責任を明確化するよう、法律等で担保することや、国から指導を行うことで、地域公共交通の「持続可能性」を確保すること。

【提案先省庁：国土交通省】

### 3 安心・安全な暮らしづくり (2) 鉄道ネットワーク及び JRのあり方に関する方向性の議論

#### 現状

##### 【JR西日本の現状】

- 令和4年4月及び11月、特定線区のみを取り出し、ローカル鉄道に関する課題認識と、輸送密度が1日2,000人未満の線区に関する「収支率」「営業係数」「営業損益」について発表。
- 令和5年10月、国の法改正で創設されたローカル鉄道のあり方を議論する「再構築協議会」について、国へ設置を要請。

##### 【国の現状】

- 令和5年10月、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が施行。
- 法改正は、ローカル鉄道に関する議論や支援の枠組の創設が中心になっており、国が主宰する「再構築協議会」の創設は、本県をはじめとした全国知事会等で要請してきた、ローカル鉄道の在り方を、国も主体的に関与して協議の場に入って検討を行うことが反映されている。
- 財政支援は、協議会での議論の結果、「社会資本整備総合交付金」による施設整備等への新たな支援が創設されているが、運行経費についての支援はない。
- 令和6年3月に第1回芸備線再構築協議会(会長：中国運輸局長)を開催。

##### 【広島県の現状】

- 令和3年8月から、JR西日本の申入れ(同年6月)を受け、本県・庄原市・岡山県・新見市が、JR芸備線の利用促進等について協議・検討を進めている。(計6回実施)
- 令和5年2月から、JR西日本に対し、芸備線の利用状況・経営状況等についてヒアリングを実施(計3回実施)
- 第1回芸備線再構築協議会に出席。

#### 広島県の取組

- 令和2年度から、鉄道ネットワークを活用して地域交流の拡大等を図る事業を創設し、鉄道利用促進の取組を進めている。
- 国の有識者検討会への参加(R4年3月及び5月)、国交大臣への提言(R4年5月(有志28道府県))や要請(R4年11月、R5年8月(全国知事会))など、様々な機会を通じて、「ローカル鉄道議論への国の主体的な関与」「国の交通政策の根幹として、内部補助の枠組み整理を含む鉄道ネットワークのあり方」や「止むを得ずモード転換等した場合の移動手段を持続可能なものとするための支援」を求めてきた。
- JR西日本に対しては、特定線区のみを取り出し「内部補助を含めた事業構造が維持できなくなった」という主張に対し、ヒアリングを開催し、内部補助の考え方の説明を求めてきたが、開示されている経営状況等を説明するのみで、地域に対する十分な説明はない。

#### 課題

- 法改正で創設された「再構築協議会」は、本県をはじめ全国知事会において求めてきた「国の主体的な関与」が実現するものであるが、「大量輸送機関としての特性がない」とされる一部線区のみを対象とした枠組みとなっている。  
鉄道のあり方議論においては、一部線区のみを議論するのではなく、その前提として、国において全国的な鉄道ネットワークの方向性を示すことが必要であり、そのためには内部補助の考え方の整理が必須であるが、このことが議論されていない。
- 利便性が高く、持続可能な地域の公共交通のためには、仮にモード転換した場合のJRの責任が明確化されていない。



### 3 安心・安全な暮らしづくり

#### (3) 生活交通の維持確保のための支援

##### 国への提案事項

#### 1 交通事業者の人手不足に対する財政支援制度の創設

- 厳しい経営状況を抱える交通事業者において、事業者の自助努力による解決は限界があるため、人材の採用・育成のほか、女性就労などの受入環境整備をはじめとした地域公共交通を担う人材確保を公的に支えるための新たな財政的な支援制度を創設すること。【再掲】

#### 2 交通空白地域における輸送供給力確保のための規制緩和

- バス・タクシー事業者による輸送サービスの提供が困難な交通空白地域において、地域の輸送供給力を確保するために、道路運送法における自家用有償運送の規制について緩和を図ること。

#### 3 航路の維持確保に向けた財政措置の拡充

- 地域の生活に必要な不可欠であり、県や市町が補助を行っている航路については、国が支援を行っている航路と同様に、交通GXに対応した船舶の建造に必要な経費の支援が行われるよう国の地域公共確保維持改善事業に新たな補助メニューを追加すること。

【提案先省庁：国土交通省】

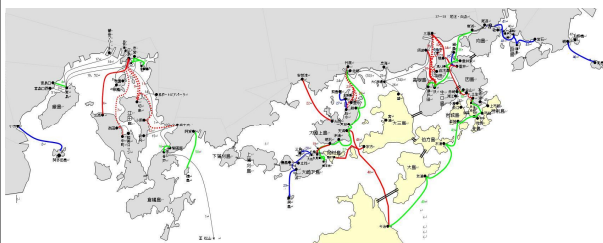
### 3 安心・安全な暮らしづくり

#### (3) 生活交通の維持確保のための支援

##### 現状／広島県の取組

- 県では「広島県地域公共交通ビジョン」を策定し、交通事業者、利用者、行政といった関係者が中長期的な視点を持って一体的に取り組みを進めている。

[広島県の航路図]



- 国庫補助航路(7航路)
- 市町単独補助航路
- 県独自の補助対象航路(14航路)

- 瀬戸内海では、点在する島々に居住する人々の暮らしを航路ネットワークで支えている。
- 県として維持すべき航路について、県・市町の協調による航路補助に取り組んでいる。
- 県の補助航路における船舶の老朽化が著しい。

[平均船齢：27年（国庫補助航路は10年）]

##### 課題

- バス、タクシー、旅客船等、地域の公共交通を担う人材の不足によって、路線の減便や一部区間の廃止を余儀なくされるなど、問題が顕在化している。
- 労働時間の規制に関する2024年問題によって、公共交通分野における人手不足がさらに深刻化している。
- 中山間地域では地域公共交通がカバーされていない交通空白地域が広がりつつある。
- 国の補助制度では離島への唯一航路であることを補助要件としており、瀬戸内海の実情にそぐわない。
- 船舶の建造には多額の費用が必要となり、航路事業者と自治体だけではあまりにも負担が大きい。
- 燃油費高騰や交通GXの流れを踏まえ、老朽化した船舶の更新によって、省エネ・脱炭素化へ対応していく必要がある。

### 3 安心・安全な暮らしづくり

#### (4) 持続可能なまちづくりの実現に向けた良好な居住環境整備等の推進

##### 国への提案事項

本県では、地域の特性や規模に応じた「コンパクト・プラス・ネットワーク型」の都市構造へ転換するとともに、「安心・安全」を基本に、新型コロナ危機後の社会が求める空間に対する価値観を踏まえ、デジタル技術やデータなどを活用しながら、大都市圏では得られない「活力」と「魅力」に満ちあふれた広島らしい都市の実現に向け取り組んでいるところであり、次のとおり提案する。

##### 1 財政措置の充実・拡充等

- 〔①土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進、②空き家対策の強化、③安定した公営住宅の供給、④建築物の耐震化の促進、⑤再開発事業等の促進による拠点性の向上、⑥公園、緑地等のオープンスペースの充実〕
- 事業に必要な財政措置の確保及び補助対象メニューの拡充等を行うこと。

##### 2 制度等の改定

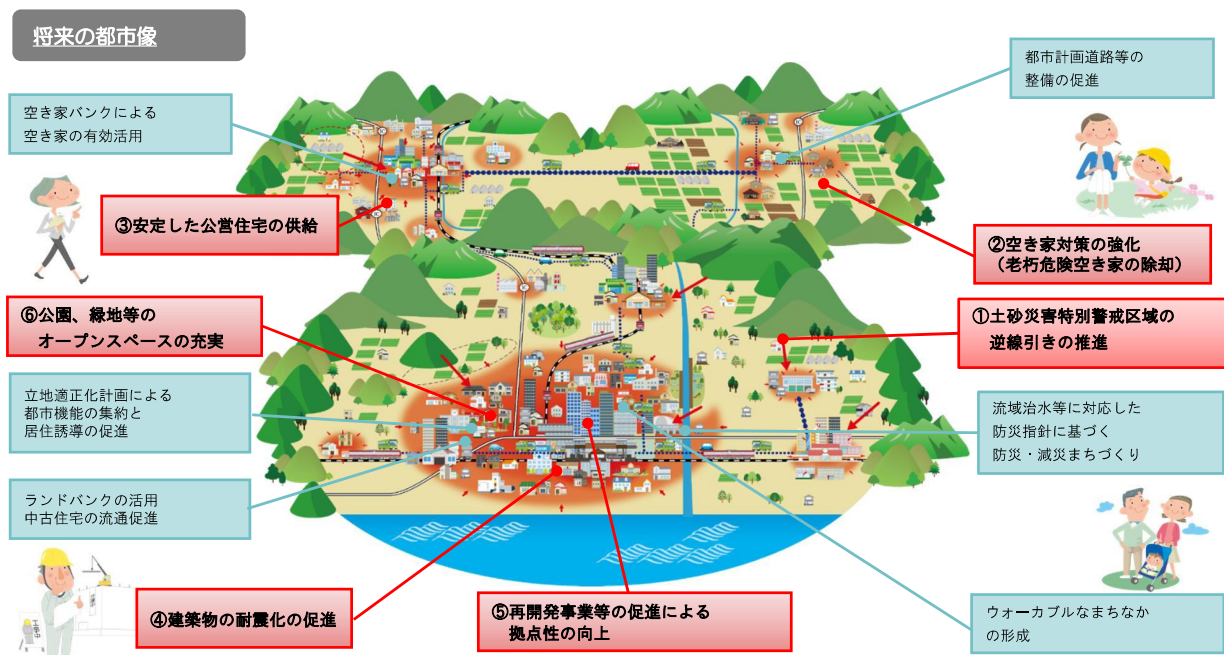
- 〔①土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進、②空き家対策の強化〕
- 法の改正又は運用指針等への位置づけ、取組を推進すること。

##### 3 機運醸成・啓発等の強化

- 〔①土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進、④建築物の耐震化の促進〕
- 国民の行動を促すため、国においても啓発強化を図ること。

### 3 安心・安全な暮らしづくり (4) 持続可能なまちづくりの実現に向けた 良好な居住環境整備等の推進

##### 国への提案事項



**国への提案事項**

① 土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進

都市計画制度による土地利用規制が円滑に進む環境整備	○ 災害ハザードエリアに対し、逆線引きや地区計画等を活用した土地利用規制について、積極的に促すよう都市計画運用指針に位置付けるとともに、住民の認知度向上や機運醸成に取り組むこと。
逆線引きに係る手続きの円滑化への支援	○ 逆線引きの箇所が多数予定されるため、都市計画法上の大臣同意における協議・調整期間を短縮するなど、手続きを簡略化すること。
財政措置の拡充	○ 地権者等の調査、都市計画の図書作成等にかかる費用について、集約都市形成支援事業等の国の支援メニューの対象とすること。

② 空き家対策の強化

空家法の推進に係る事務の効率化・円滑化への支援	○ 空き家に係る固定資産税等の住宅用地特例の除外対象範囲について、空家法に基づく勧告以前の段階において除外する場合の仕組みや基準を明確化すること。 ○ 代執行に至る手続きのうち、特に多数の相続人がいる場合の所有者等の探索基準を明確化する規定を追加するなど、手続きの簡素化を図ること。
財政措置の拡充(国庫補助要件の緩和)	○ 代執行による空き家除却に係る国庫補助要件を緩和すること。
不動産関連情報の流通環境の整備における連携強化	○ 不動産流通市場の活性化に向けて、不動産関連情報の整備及び保有機関の連携強化を促進すること。

③ 安定した公営住宅の供給

更新時期を迎えた公営住宅の長寿命化や建替えへの支援	○ 高度経済成長期に集中して建設された県営住宅の建替事業が計画的かつ着実に実施できるよう、公営住宅整備事業等に係る社会資本整備総合交付金を確保するとともに、既設公営住宅の除却に係る入居者の移転経費を交付対象とすること。 ○ 同じ公営住宅でも大都市より地方都市の方が家賃収入が少ないことを踏まえ、地域に応じた交付金の国費率を設定すること。(現状は全国一律45%)
---------------------------	---

**国への提案事項**

④ 建築物の耐震化の促進

民間建築物等の耐震化	○ 多数の者の避難や救援・救護活動に係る避難路沿道建築物などについて、財政措置(特別交付税の措置率の高上げ等)の拡充を図ること。
社会福祉施設等の耐震化	○ 多くの要配慮者が利用する障害児者関係施設や公立保育所等について、耐震化を促進できるよう財政措置の充実を図ること。
住宅の耐震化	○ 総合支援メニューの補助限度額等の拡充を図ること。 ○ 地震により倒壊する可能性の高い住宅の除却と災害リスクの低い地域への居住誘導など持続可能なまちづくりの促進のため、総合支援メニューの対象に除却及び非現地建替えを追加すること。 ○ 耐震改修等だけでなく、旧耐震住宅から新耐震住宅への住み替えに係る施策の充実を図ること。
国民への啓発強化	○ 耐震化に対する国民の行動を促すため、国においても啓発強化を図ること。

⑤ 再開発事業等の促進による拠点性の向上

継続的な財政措置	○ 物価高騰の中、広島県の中核拠点性向上に資する紙屋町・八丁堀地区における都心の活性化に向けたリーディングプロジェクトである基町相生通地区第一種市街地再開発事業が本格化することから、着実に推進するために必要な財政措置を図ること。
----------	--

⑥ 公園、緑地等のオープンスペースの充実

財政措置の確保	○ 集中的に更新時期を迎える施設の対策費用や利用者ニーズに応じた施設の充実化を図る費用等、都市公園等の施設整備のための予算を確保すること。
補助対象メニューの拡充	○ 都市公園等事業における公園施設改修や柔軟な利活用等に必要な整備に対して、補助対象メニューの拡充を図ること。 ○ 「公園施設長寿命化対策支援事業」等について、支援の一層の充実を図ること。

## ① 土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進

## 3 安心・安全な暮らしづくり (4) 持続可能なまちづくりの実現に向けた 良好な居住環境整備等の推進

### 現状

#### [現状]

- 全国最多の土砂災害特別警戒区域 約4.5万か所
- 県内全域で約12万人が居住(推計)
- 上記のうち、市街化区域内に約5.7千か所  
⇒都市のコンパクト化を進めながら、災害に強い都市構造に向けた逆線引き※の取組の推進が必要。  
※都市計画上の市街化区域を市街化調整区域に変更すること

#### [目標]

- ・防災上危険が懸念される地域の居住人口  
12万人(R2) ⇒ 10万人以下(R12)
- ・縁辺部の未利用地を令和6年度に1度目の逆線引き
- ・今後20年で段階的に逆線引きを完了。
- ・50年後に特別警戒区域内の居住者をゼロにする。

#### [国の取組]

- 都市再生特別措置法等の一部改正。
  - ・都市計画区域全域において、土砂災害特別警戒区域における自己の業務用施設の開発が原則禁止。
  - ・居住誘導区域内の防災対策を記載する防災指針が位置付けられた。
- 流域治水関連法案等により、災害ハザードエリアにおける、地区計画の記載の充実や許可制度の創設など、土地利用規制に係る法整備が進められている。

### 課題

#### [環境整備に係る課題]

- 都市計画運用指針では、逆線引きを検討することが望ましいとの記載にとどまっており、一部の自治体で取り組まれているものの、全国的な取組となっていない。
- 逆線引きの必要性を全国的に住民が認知することにより、私権制限を受ける土地所有者が受忍しやすい環境整備が必要である。

#### [実務上の課題]

- 逆線引きの取組は、土地所有者等に対し、取組の必要性や生活への影響等を丁寧に説明しながら進めているが、所有者が特定できないことや取組内容が知られていないことなどにより、理解を得るのに時間を要している状況にある。
- 逆線引きの対象箇所が多いため、都市計画法上の手続きのための資料作成に膨大なリソースが必要となるとともに、手続きを円滑に進める必要がある。

## ② 空き家対策の強化

## 3 安心・安全な暮らしづくり (4) 持続可能なまちづくりの実現に向けた 良好な居住環境整備等の推進

### 現状と将来推計

- 「広島県空き家対策対応指針」に基づき総合的な空き家対策を推進しており、空き家ポータルサイト「みんと。」などで空き家の利活用促進、空き家所有者・相続予定者の行動変容に向けた取組を強化している。
- 中古住宅の流通促進を図るため、「居住誘導及び中古住宅の需要拡大に向けた官民連携プロジェクト DIG:R HIROSHIMA」、「不動産関連情報の一元化・オープン化による市場活性化」に令和5年度から着手している。

空き家の現状 (※1)	約44,300戸	推 計 値	R5 (2023) までに 約 7,600戸増加【5年間累計】 R10 (2028) までに 約13,000戸増加【10年間累計】
----------------	----------	-------	--

※1 市町の実態調査結果を県で集計(H31.4月実施) 主に1年間を通じて使用されていない戸建て住宅が対象で、共同住宅は除く。

### 課題

#### 1 空き家対策の推進には、市町の事務負担を軽減するような事務の効率化・円滑化への支援が必要

- 空き家に係る固定資産税の住宅用地特例については、空家法に基づく勧告により除外される。勧告以前については、「居住の用に供するために必要な管理を怠っている場合等で今後人の居住の用に供される見込みがないと認められる場合」には、除外されるものとする<sup>(※2)</sup>が、仕組みや基準が不明確なため、地方税法において明確化してほしいとの意見が出ている。  
※2 「地方税法第三百四十九条の三の二の規定における住宅用地の認定について」等の一部改正について(平成27年5月26日付総務省令第42号)
- ガイドライン等において、調査すべき公的書類が例示されたものの、多数の相続人がいる場合の所有者の探索範囲や、建物と土地の所有者が異なる場合の助言・指導・勧告などの手続の対象範囲が明確に定められていないことから、代執行に至るまでに多大な労力と時間が必要となっている。

#### 2 市町による行政措置の加速に向け、国庫補助活用時の事務負担の軽減が必要

- 代執行による空き家除却に対する国庫補助要件として、事前に除却費用の回収可否を明確にすることが必要であるが、代執行時点では、費用の回収可否や回収可能額の確定が困難である。市町による行政措置を加速するため、代執行による空き家除却に係る国庫補助要件緩和が必要である。

#### 3 都市のスポンジ化の抑制に向けた住宅ストックの活用促進には、不動産関連情報の流通環境の整備が必要

- 居住誘導を推進するためには、市街地の郊外拡散と都市のスポンジ化の抑制に向けた「住宅ストックの活用」が重要であることから、本県では、不動産流通に必要な情報の取得の円滑化及び非対称性の解消に向けて、データ連携基盤(DoboX)において不動産関連情報の一元化・オープン化を進めているところである。情報流通環境の一層の充実を図るためには、国や民間企業など関係機関におけるサービス等(不動産情報ライブリ、不動産ID、住宅修繕履歴など)との連携強化が必要である。



③ 安定した公営住宅の供給

3 安心・安全な暮らしづくり  
(4) 持続可能なまちづくりの実現に向けた  
良好な居住環境整備等の推進

広島県では、「誰もが暮らしやすい住環境の実現」を基本理念とした「県営住宅再編5箇年計画(第3次)」(計画期間:令和3~7年度)を策定し、県営住宅の長期的な安定供給を図るための取組を進めている。

現状／広島県の取組

(現状)

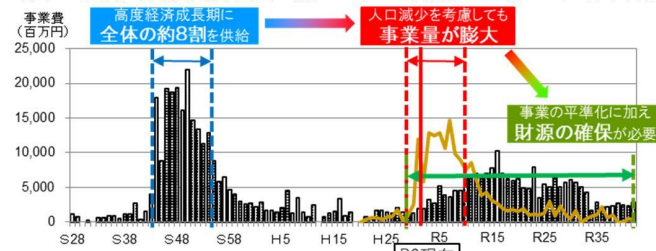
○ 昭和40~50年代に建設された県営住宅が約80パーセントを占め、一斉に更新時期を迎えている。

(広島県の取組)

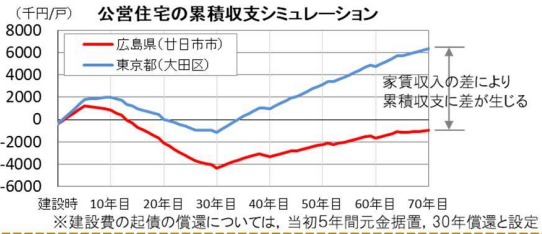
- 人口・世帯数の減少も踏まえ、県営住宅の総量を中長期的に削減しつつ、地域ごとの需要を考慮した建替統廃合を積極的に進めるなど、効率的な供給に取り組むこととしている。
- 長寿命化等により建替時期を分散化させ、事業量の平準化を図ることとし、長期の収支シミュレーションに、将来の収支見込を立てたうえで建替計画を策定・実施している。

課題

- 極力事業量を平準化した場合でも、ピーク時の事業費は令和3年度予算の2~3倍となる見込であり、事業の着実な実施には、公営住宅整備事業等に係る交付金の確保が課題である。(既設公営住宅の廃止は、R7年度までに約200戸を予定)



- また、大都市と地方都市で公営住宅の整備や維持保全に係る事業費に差がない一方で、公営住宅法で定められた家賃額には差が生じるため、特に地方においては、更新時期が集中する中で事業全体の収支均衡を図るうえで課題がある。



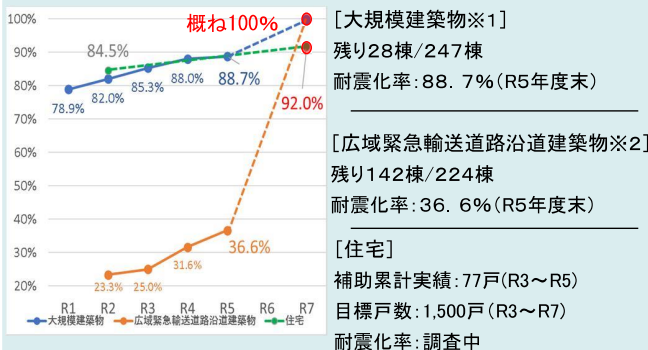
④ 建築物の耐震化の促進

3 安心・安全な暮らしづくり  
(4) 持続可能なまちづくりの実現に向けた  
良好な居住環境整備等の推進

現状

- 「広島県耐震改修促進計画(第3期計画)」に基づき、耐震診断義務付け建築物及び住宅の耐震化に係る所有者の支援に重点的に取り組んでいる。
- 耐震診断義務付け建築物の耐震化率は、令和7年度までに概ね100%を目標とし、補助制度の普及により着実に向上しているが、目標の達成は厳しい状況。
- 住宅の耐震化率は、令和7年度までに92%を目標とし、補助制度の普及に取り組んでいるが申請件数が伸び悩んでいる。

広島県の耐震化の状況



※1 不特定多数の者が利用する建築物(病院、店舗等)及び避難弱者が利用する建築物(学校、老人ホーム等)のうち一定規模以上のもの。  
※2 広島県緊急輸送道路ネットワーク計画(平成25年6月)に定める広域緊急輸送道路のうち、大規模地震時に通行を確保すべくして、広島県耐震改修促進計画(第2期計画平成28年3月)で指定された道路の沿道の建築物

課題

[耐震診断義務付け建築物]

- 補助を活用してもなお、所有者の自己負担が大きいことや、耐震改修等の工事が賃貸事業者等の営業活動に支障となることを要因として、耐震化に前向きな所有者が少ない。

[住宅]

- 多くの所有者が高齢者であるため、補助を活用してもなお、所有者の自己負担が大きいことや、住宅の今後の持続性を踏まえると、耐震化に前向きな意向を示す所有者は少ない。
- 除却・非現地建替えの補助率等が耐震改修・建替えに比べて低く、除却が促進されない。

(参考)補助率等の比較

- ・耐震改修・建替え(総合支援メニュー)  
補助率80%・最大100万円
- ・除却・非現地建替え  
補助率23%・最大83.8万円

- 旧耐震基準の住宅は膨大にあるため、耐震改修や建替えの促進施策だけでなく、旧耐震住宅から新耐震住宅への住み替え促進の施策([参考]かけ地近接等危険住宅移転事業)が、目標の達成には必要。



⑤ 再開発事業等の促進による拠点性の向上

3 安心・安全な暮らしづくり  
(4) 持続可能なまちづくりの実現に向けた  
良好な居住環境整備等の推進

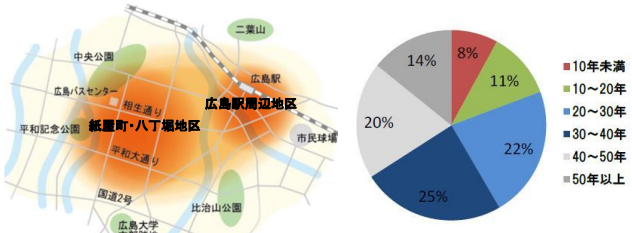
現状

[現状]

- 本県では、都市の拠点性の向上に資する観点から市街地再開発事業を支援しており、過去約20年間で、8地区の再開発事業に対し、補助金を交付している。
- 広島市都心部においては、数多くの建物が更新時期を迎えており、立地に見合う土地の高度利用が図られていないため、都市の活力・魅力が不足している。

[広島県の取組]

- 平成29年に広島市とともに「ひろしま都心活性化プラン」を策定し、都心の活性化に向けた取組を進めている。
- 紙屋町・八丁堀地区の活性化に向けたリーディングプロジェクトとして、基町相生通地区第一種市街地再開発事業を広島市とともに促進している。



※広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区を都心の東西の核と位置付け、都市機能の集積・強化を図ることにより、相互に刺激し高め合う「楕円形の都心づくり」を推進。

課題

[継続的な財政措置が必要]

- 基町相生通地区第一種市街地再開発事業(事業期間:R4～R11、総事業費:約470億円)は、物価高騰の中、令和6年度から建築工事に着手予定であり、事業が本格化することから、着実に推進するためには多額の事業費が必要。

(事業の必要性)

当事業は、広島バスセンター等の交通広域結節点に近接しており、世界に通用するラグジュアリーホテルや高規格オフィス等の魅力ある都市機能を導入し、広島商工会議所の移転先となる等、地域経済の活性化を先導する事業であり、県の中核拠点性向上に寄与する。(完成イメージ)



高層棟



高層棟低層部

⑥ 公園、緑地等のオープンスペースの充実

3 安心・安全な暮らしづくり  
(4) 持続可能なまちづくりの実現に向けた  
良好な居住環境整備等の推進

広島県では、将来にわたって愛され続ける公園を目指し、「ひろしま公園活性化プラン」(計画期間:令和4～12年度)を策定し、県立都市公園における利用者ニーズに応じた施設の充実化の取組を進めている。

現状/広島県の取組

(現状)

- 開園からの年数の経過(30年程度)に応じた大規模な老朽化対策を必要とする施設の増加に加え、新型コロナウイルスの影響に伴う環境の変化などにより、公園に対する価値観や利用者ニーズが変化していることから、公園施設への柔軟な対応が求められている。

(広島県の取組)

- 長寿命化計画に施設毎の重要度を加味した公園修繕方針を作成し、施設毎に優先順位を付けて計画的に老朽化対策に取り組むこととしている。
- 公園を取り巻く社会情勢の変化への柔軟な対応や利用者ニーズに応じた施設の充実化に取組み、県民の健康・スポーツなどの夢や希望への挑戦を後押しし、将来にわたって愛され続ける公園を目指している。

課題

- 計画的な老朽化対策の着実な実施には、都市公園事業に係る交付金などの持続的な予算確保が必要。  
また、利用者の満足度向上に向け、利用者ニーズに応じた施設の充実化への更なる予算措置が必要。
- 都市公園等事業においては、老朽化対策で交付対象とならない事業メニュー(防水対策、既存施設と異なる種別への更新)があり、また、老朽化対策以外の事業(認定競技場として運営するための更新、環境負荷軽減を図るためのLED灯への改修)については交付対象とならないなど、地方公共団体等の負担が大きい。

【交付対象とならない事例】

○ 防水対策(例:プール防水塗装)



○ 公認を維持するためのトラック更新



○ 異なる種別への施設更新(例:大型遊具 → スケートボード場)



○ 環境負荷軽減を図るためのLED灯への改修



### 3 安心・安全な暮らしづくり

#### (5) 海洋プラスチックごみ対策の推進

##### 国への提案事項

#### 1 自治体と企業等との連携によるプラスチック対策への財政支援措置

- 本県では、幅広い企業や団体等が一体となって海洋プラスチックごみ対策に取り組む「GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム」を設立(R3.6)し、企業等と連携した代替素材商品の普及促進やプラスチックの資源循環に係る取組等を行っており、これらの取組は、海洋プラスチックごみの削減とともに、カーボンニュートラルや循環経済の実現に資するものであることから、GX関連予算等において、地方自治体を実施するこうした取組への財政的支援措置を講じること。

#### 2 環境中プラスチックの実態解明及び情報の共有化

- マイクロプラスチックを含む、環境中での挙動等、実態が十分に解明されていないことから、効果的な流出防止・発生抑制対策を進めるため、国において実態解明を進めるとともに、得られた知見を収集し、各自治体等へ広く情報を共有すること。

#### 3 漁業系プラスチックごみ削減に向けた取組の拡大

- かき養殖に使用されるプラスチックパイプが海洋に流出した場合にも、自然界で分解するような環境にやさしい素材の開発に取り組むとともに、発泡スチロールフロートを原料とする燃料ペレットの燃焼施設導入に係る財政的支援措置を講じること。

【提案先省庁：農林水産省、水産庁、経済産業省、国土交通省、環境省】

### 3 安心・安全な暮らしづくり (5) 海洋プラスチックごみ対策の推進

#### 現状／広島県の取組

- 県では、2050年までに瀬戸内海に新たに流出するプラスチックごみゼロを目指し、多様な事業者等と連携し、「GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム」を設立し、プラスチックの使用量削減や流出防止などの取組を進めている。
- G7広島サミットにおいては、「2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心」に合意し、R5年度には、瀬戸プラネットやサーキュラーパートナーズが発足するなど、世界や国の動きとも連動しながら、更なる推進を図る必要がある。
- R4年度からマイクロプラスチックの実態調査を海域・河川・下水処理場(放流水)において実施している。また、R5年度からはより微細なマイクロプラスチックの共同研究にも取り組んでいる。
- かき養殖に用いるパイプは生分解性の素材開発が進められ、発泡フロートについても樹脂コーティングによる長寿命化や、個体管理の取組などが始まっている。
- かき養殖資材の流出対策については、全ての生産者が処理計画を作成し、作業場でのパイプ回収や、使用・保管中の発泡フロートの固定など流出防止に取り組んでいる。

#### 課題

- 「プラスチック資源循環促進法」(R4.4施行)や「成長志向型の資源自律経済戦略」(R5.3策定)等に基づき、海洋プラスチック削減及びカーボンニュートラルに資する代替素材商品の普及促進やプラスチックの資源循環に係る自治体と企業等との連携した取組の一層の推進が必要であるが、依然として、自治体への支援や、自治体を核とする施策に充当される財政支援は、ごく一部にとどまっている。
- マイクロプラスチックについて、環境に与える影響や科学的知見の整備・共有などが十分ではなく、定量的な知見が少ないため、効果的な流出防止・発生抑制対策の検討ができていない。
- パイプについては、養殖作業の過程で回収し、流出防止に取り組んでいるが、台風などの自然災害や過失による流出など取り残しがあり、流出ゼロに至っていない。  
また、不要になった発泡フロートについては、民間の支援を受け、燃料ペレット化までの施設整備は行われるが、ペレットを燃焼させるボイラー設置など初期投資に大きな負担がかかることから、普及が進みにくい。

### 3 安心・安全な暮らしづくり

#### (6) 有機フッ素化合物対策の推進

##### 国への提案事項

#### 1 米軍川上弾薬庫周辺住民の安心・安全のための取組の推進

- 川上弾薬庫に関して、泡消火薬剤の保有履歴や処分方法の公表、米軍による水質・土壌調査の実施と数値の公表、原因が弾薬庫内にあると考えられる場合の対応方針の公表など、必要な対応の実施及びその公表を米軍へ働き掛けること。

#### 2 その他の住民の安心・安全のための取組の推進

- PFOS等の毒性、健康影響等に関する情報の提供と検出された地域における実態調査を実施すること。
- PFOS等の農作物等への影響評価と対策を検討すること。

#### 3 PFOS等への対策実施に係る具体的方法の策定

- PFOS等の発生源特定調査・汚染除去等の対策に係る具体的な方法を提示すること。

#### 4 PFOS等に係る自治体の各種取組に対する財政的支援

- 発生源特定のための広範囲の調査費や住民の井戸水から水道への切り替えに要する資金等、自治体の各種取組に対する財政措置を講じること。

【提案先省庁：農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省】

### 3 安心・安全な暮らしづくり (6) 有機フッ素化合物対策の推進

#### 現状／広島県の取組

- 瀬野川流域にある飲用中の地下水から、高濃度のPFOS等が検出され、住民からその影響に関する不安や対策を求める声が上がっている。
- 地元自治体と連携して原因究明に向けて取り組んでおり、近傍の工場や川上弾薬庫に対し、情報提供や必要な対応を求めている。
- 暫定指針値を著しく超過している地下水について、生活用水として使用することについての不安の声があるが、知見がなく、説明に窮している。
- 地元自治体と連携して地域住民の健康不安に寄り添えるよう、健康相談等に取り組んでいるが、健康不安は解消されていない。
- 農作物に対する影響が明らかでないことから、市等に対して適切な助言ができない。
- 地元自治体が発生源特定のための広範囲の調査や住民の井戸水から水道への切り替えの資金面などでの支援をしている。

#### 課題

- 川上弾薬庫の情報等について、明らかになっていない部分があり、原因が特定できていない。
- 環境中からの除去等の方法が確立されておらず、対策に多大な費用を要する、又は、長期に渡って県民生活に影響が出る。
- 簡便な検査方法が確立されておらず、環境調査に多大な費用と時間を要する。
- 健康影響に関する科学的知見が集積されていない。
- 飲用利用以外の曝露防止についての基準がなく、農作物などに対する影響が明らかでない。
- 事案発生自治体においては、対応に想定外の費用が必要となっているにもかかわらず、財政的な支援がない。



### 3 安心・安全な暮らしづくり

#### (7) 米軍機による低空飛行訓練の中止等

##### 国への提案事項

米軍機の低空飛行や騒音被害などにより、県民の平穏な日常生活に影響が生じている現状は容認できないため、訓練空域や飛行ルート下での対策強化を含め、次の措置を講じるよう強く要請する。

#### 1 米軍機による低空飛行訓練の中止

- 県民が生活する地域で低空飛行訓練が行われないよう具体的に措置すること。
- 地域行事への配慮等、県民生活への影響を回避する実効性のある取組を講じること。
- 国の責任において、関係自治体及び住民へ、事前に飛行ルートなどの情報を提供すること。

#### 2 騒音被害の実態把握及び必要な対策の実施

- 騒音測定器及びカメラの増設や、市町が設置している騒音測定器の国設置への切替など、国の責任において、騒音被害の実態把握を進めること。また、測定結果を早期に提供すること。
- 学校等の防音対策など、騒音被害解消に向けた必要な措置を講じること。
- 住宅防音工事区域の第1種区域に係る指定値を、62dBから航空機騒音の環境基準の57dBに改めること。
- 空母艦載機着陸訓練(FCLP)を岩国基地で実施しないこと。また、硫黄島の代替施設として岩国基地を指定しないこと。
- 空母着艦資格取得訓練(CQ)については、訓練期間中に岩国基地に帰投しない方法で実施すること。
- 岩国基地滑走路の運用時間(6:30～23:00)を厳守すること。

#### 3 自治体への財政措置の拡充

- 訓練空域等を有する自治体が騒音被害対策などを行うための新たな財政措置を講じること。

〔新たな財政措置の方法例〕～ 防衛施設周辺生活環境整備法施行令等の見直し(拡充・緩和)

- ・米軍機の訓練空域等を防衛施設とみなした、空域下の県・市町への交付金の創設
- ・学校等の防音対策基準の見直し

### 3 安心・安全な暮らしづくり

#### (7) 米軍機による低空飛行訓練の中止等

##### 国への提案事項

#### 4 航空機の安全対策の徹底

- 米軍航空機の安全に係る抜本的な対策を早急に検討し実施すること。
- 米軍機事故が発生した際は、事故原因の早期究明・実効性ある再発防止策を米側に求めるとともに、国の責任において十分な説明を行うこと。
- 米軍人等の教育訓練の徹底と綱紀粛正を米側に申し入れること。

【提案先省庁：外務省、防衛省】

##### 現状・課題

- 岩国基地への空母艦載機(約60機)の移駐(H30.3完了)により、騒音被害が拡大。基地周辺だけではなく、訓練空域等においても増大。

・航空機騒音(70dB以上(掃除機、騒々しい街頭))の発生状況

		平成29年度	令和5年度	増加回数(倍率)
県内設置(6地点合計)		3,872回	9,956回	6,084回(2.6倍)
(主な地点)	岩国飛行場周辺	2,322回	4,740回	2,418回(2.0倍)
	訓練空域下	697回	1,037回	340回(1.5倍)

- しかしながら、国の騒音被害対策は、基地近辺の騒音にしか対応していないため、現在の交付金の要件では、基地から離れた訓練空域を有する自治体は対象外。

【米空母艦載機部隊配備特別交付金】〔対象市町村〕：施設所在地と、隣接市町村

【再編関連特別地域整備事業補助】〔対象都道府県〕：施設所在地

【特定防衛施設周辺整備調整交付金】〔対象市町村〕：特定防衛施設所在地

➡ 訓練空域、飛行ルート下の自治体でも被害対策が実施できるよう改正が必要。

- オスプレイの訓練に係る飛行高度の引き下げや、令和5年11月の屋久島沖でのオスプレイ墜落事故などを受け、県民から不安の声が寄せられている。

【令和5年6月 日米合同委員会合意】

沖縄県を除く日本国内の山岳地帯において、安全を確保し、かつ地域住民の生活環境への影響を最大限に回避した上で、200フィート(約60m)までの高度で飛行訓練を実施する。(従前は500フィート以上の高度で飛行)

### 3 安心・安全な暮らしづくり

#### (8) 高病原性鳥インフルエンザ対策

##### 国への提案事項

##### 1 発生予防

- 鳥インフルエンザの発生件数が年によって違うことや、世界のワクチンの使用状況とその有効性及び国においての使用に対する検討状況を踏まえ、世界の最先端の対策・情報を収集し、より効果的な発生予防対策を示すこと。

##### 2 迅速な防疫措置

- 全国的に鳥インフルエンザ等の発生が増えていく中で、防疫措置を迅速に終了出来るよう国において広大な埋却地を確保することや、ブロックごとに焼却施設を建設することなど処理方法の在り方について検討すること。

##### 3 財政支援

- 鳥インフルエンザ発生による経済的ダメージを小さくするため、大規模発生においては激甚災害のように補助率を高めるなど拡充を検討すること。
- 発生及び移動制限を受けた農場と取引のある関連事業者(運送業や卵選別包装施設など)における損失補填の財政措置を講じること。

【提案先省庁：財務省、農林水産省】

### 3 安心・安全な暮らしづくり (8) 高病原性鳥インフルエンザ対策

#### 現状/広島県の取組

##### 【1 発生予防】

- 毎年度100羽以上を飼養する養鶏農場への立入を行い、野鳥の侵入防止対策や消毒の徹底等の飼養衛生管理基準の遵守指導を実施。また、100羽未満飼養の小規模の飼養者に対しても県ホームページ等を通じ発生予防の注意喚起に努めている。

##### 【2 迅速な防疫措置】

- 鳥インフルエンザが発生した場合、防疫措置の早期終了と作業に係る動員者数を勘案し本県では埋却による防疫措置を実施している。  
本県では4年連続、高病原性鳥インフルエンザが発生しており、国の指針に基づいて防疫措置を行っている。

##### 【3 財政支援】

- 令和4年度まん延防止対策及び畜産経営体支援(損失補てん)対策として、3,640百万円(内訳 国庫1,725百万円、県費1,915百万円)の補正予算を措置した。

##### 〈国1/2・県1/2〉

消毒ポイント運営、埋却業務、殺処分等の人件費、焼却・埋却経費、移動制限に係る損失補てん金

ペール缶、フレコンバック等の防疫資材費等

##### 〈補助対象外(県10/10)〉

中継基地運営費(全額)、家畜防疫員以外の旅費、暖房器具賃借料及び燃料費等の資機材

#### 課題

##### 【1 発生予防】

- 高病原性鳥インフルエンザが発生した農場における様々な感染経路があると考えられることから、科学的根拠に基づく原因究明や有効な対策を確立し、発生予防対策の強化を図ることが重要である。

##### 【2 迅速な防疫措置】

- 過去に鳥インフルエンザが発生した農場では、埋却場所の確保が困難である。

##### 【3 財政支援】

- 家畜伝染病が大規模に発生した場合、現在の補助率や補助対象品目では、都道府県における財政負担が重い。
- 高病原性鳥インフルエンザの発生により、大型養鶏場は経済に与える影響が大きい。さらに、発生及び移動制限を受けた農場と取引のある関連事業者は、経営への影響が大きい。